

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、職員の仕事と育児・介護の両立を図るため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「その他市規則で定める者」の次に「（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2を第15条の4とし、第15条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属す

る年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１５条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（日立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 日立市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「第１５条の２」を「第１５条の４」に改め、同条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の２第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうと

する職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

参 考

改 正 要 旨

- 1 任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員（当該職員から請求があった場合に限る。）の範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に改めることとした。
- 2 任命権者は、40歳に達した職員又は配偶者等の介護をする必要性について申し出た職員に対し、次の措置を講じなければならないこととした。
 - (1) 仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）等についての周知
 - (2) 介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認のための面談等の実施
- 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、次の措置を講じなければならないこととした。
 - (1) 職員に対する研修
 - (2) 相談体制の整備
 - (3) その他勤務環境の整備に関する措置